

ふなばしメディカルタウン構想 実現化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 海老川上流地区のまちづくりにおいて、「ふなばしメディカルタウン構想」の実現にあたり、調査・研究および検討を行うため、ふなばしメディカルタウン構想実現化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ふなばしメディカルタウン構想の実現に係る検討に関すること。
- (2) 健康を意識したまちづくりに係る調査・研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ふなばしメディカルタウン構想の実現に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は企画財政部長をもって充てる。
- 3 副委員長は都市計画部長をもって充てる。
- 4 委員長は所掌事務を統括し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要のつど委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 委員会の所掌事項を円滑に進めるため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は政策企画課長補佐をもって充てる。
- 4 副幹事長は都市政策課長補佐をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、必要のつど幹事長が召集し、幹事長が議長となり議事の進行及び整理をする。
- 6 幹事長は、必要に応じて、幹事以外の者を会議に出席させることができる。
- 7 幹事会は、次に掲げる事項を調査検討及び調整する。
 - (1) 委員会から指示された事項。
 - (2) 委員会に付議すべき事項。

(作業部会)

第7条 幹事会の所掌事項を円滑に進めるため、幹事会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表3に掲げる者をもって組織する。
- 3 作業部会に作業部会長を置き、作業部会長は政策企画課係長相当職をもって充てる。
- 4 副作業部会長は都市政策課係長相当職をもって充てる。
- 5 作業部会の会議は、必要のつど作業部会長が召集し、作業部会長が議長となり議事の進行及び整理をする。
- 6 作業部会長は、必要に応じて、作業部会員以外の者を会議に出席させることができる。
- 7 作業部会は、次に掲げる事項を調査検討及び調整する。
 - (1) 幹事会から指示された事項。
 - (2) 幹事会に付議すべき事項。

(事務局)

第8条 委員会、幹事会および作業部会の事務局は、企画財政部政策企画課に置くものとする。

附則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月8日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

委員長	企画財政部長
副委員長	都市計画部長
委員	健康部長
	副病院局長
	企画財政部 政策企画課長
	健康部 健康政策課長
	都市計画部 都市政策課長
	病院局 新病院建設室長
	健康部 健康づくり課長

別表 2

幹事長	企画財政部 政策企画課長補佐
副幹事長	都市計画部 都市政策課長補佐
幹事	健康部 健康政策課長補佐
	病院局 新病院建設室副室長
	健康部 健康づくり課長補佐

別表 3

作業部会長	企画財政部 政策企画課係長相当職
副作業部会長	都市計画部 都市政策課係長相当職
作業部会員	健康部 健康政策課係長相当職
	病院局 新病院建設室係長相当職
	健康部 健康づくり課係長相当職
	健康部 地域保健課係長相当職
	福祉サービス部 地域福祉課係長相当職
	環境部 環境政策課係長相当職
	経済部 商工振興課係長相当職
	都市計画部 都市計画課係長相当職
	都市整備部 公園緑地課係長相当職
	道路部 道路計画課係長相当職
	道路部 道路管理課係長相当職
	道路部 道路建設課係長相当職
	下水道部 下水道河川計画課係長相当職
	下水道部 下水道河川管理課係長相当職
	下水道部 河川整備課係長相当職
	生涯学習部 生涯スポーツ課係長相当職